

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 廃物として認定することが困難な放置自動車に関して告示する事項に、放置物件の引取りの方法を加える。
- (2) 規則の失効期限を3年間延長し、平成22年3月31日（現行 平成19年3月31日）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする(3)の一部を除き、公布の日とする。